

大洗町奨学金一部返還免除制度

大洗町では、大洗町奨学資金制度により貸付を受けた大学生が、大学を卒業後、Uターン就職等（自宅から大学に通学していた者も対象）により大洗町に定住した場合に、奨学金返還金の一部を免除する制度を実施しています。

◇対象者

対象者は、次の要件①～④をすべて満たす者としてします。

- ① 大洗町奨学金の貸付を受け、大学を卒業後、奨学金の返還を開始する者または返還期間中である者
- ② 基準日(返還する当該年の1月1日)において大洗町に住民登録している者
- ③ 町内又は近隣市町村において就業している者または起業している者
- ④ 大洗町奨学金の返還金及び町税に滞納がない者



◇返還免除額

対象者が在学中に貸付を受けた奨学金に対し、当該年度(1年分)返還額の2分の1を免除します。ただし、当該年度の返還免除額は、貸付総額の20分の1を上限とします。(繰上げ返還分は免除対象となりません)

【返還免除額の計算例】

貸付期間	①貸付総額	②1年間の返還額 [①÷10年]	1年間の返還免除額 [②÷2]
4年間	1,920,000	192,000	96,000

◇手続き

1. 申請期間

*毎年度申請が必要です。

申請期間中のみ申請可能です。最新情報は更新され次第

***期間を過ぎた申請は受付することができません。**

2. 必要書類

①「大洗町奨学金一部返還免除申請書」

② 下記のうち、該当するいずれかの書類

ア 就業している者・・・事業主の発行する就労証明書

イ 起業している者・・・これを証する書類



3. 提出先・お問合せ先

大洗町教育委員会 学校教育課 （直接持参または郵送）

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

TEL：029-267-5111（内線372）